

担当部の検討結果

| 申請者 | 申請内容及び特例措置 | 担当部局 | 制度の現状及び根拠 | 基本的な意見 | 必要な措置 | 対応策等 | その他 | 連絡先 |
|-----|---|-------|---|--------|-------|---|---|----------------|
| 余市町 | <p>(申請内容) 国の認定を受けた特区計画により農家民宿等を営む農業者が自ら生産した果実を原料としたワインやリキュールを製造し、提供が可能となったことから、「農業体験民宿を核としたグリーンツーリズム推進」に係る特例措置の適用を受け、農家民宿やワイナリーに宿泊しながら、地域の風土や文化を体験できる体制を整備することでグリーンツーリズムを推進する。</p> <p>(特例措置) 北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用</p> | 保健福祉部 | 飲食店の施設基準については、食品衛生法施行条例第4条第1項により規定している。 | A | - | 農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の弾力的な運用については、平成19年4月に北海道チャレンジパートナー特区制度の特例措置として位置づけられていることから、特例措置の適用に係る要綱に基づき対応する。 | 「農業体験民宿を核としたグリーンツーリズム推進」に係る特例措置実施要領(平成19年4月2日施行)(企画振興部) | 食品衛生課 食品安全グループ |

<基本的な意見の分類>
A：特区として対応
B：全道的に対応
C：特区として対応不可
D：現行の規定により対応可能
E：事実誤認

関係部の意見

| 意見照会の内容 | 関係部局 | 意見の内容 | その他 | 連絡先 |
|---|------|--------|-----|-------------|
| 地元農家が自ら栽培した農作物等を活用した料理やワインを提供するため、「北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置を受けること」について | 農政部 | 特に意見なし | | 農政課政策調整グループ |